

諮問番号：諮問第 20 号

答申番号：答申第 20 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づく債権差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。本件処分により生活が困窮している。処分庁は、最低生活維持等の理由から定められている差押禁止額を控除した上で本件処分を行ったとしているが、現状では、食事もできず、病院にも行くことができない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

本件処分の対象となった個人県民税及び個人市民税（以下「本件市県民税」という。）については、督促状発送から 10 日を経過しても完納がされなかったことから、処分庁が、福岡市中央区長から徴収の引継ぎを受け、「徴収金の徴取引受通知書兼納税催告書」を送付し、本件市県民税及び延滞金（以下「本件徴収金」という。）の未納付を確認した上で本件処分を行っている。このことは、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定の例によって行われたものであり、法第 48 条第 1 項の規定に沿った処理である。

本件市県民税の督促から本件処分に至るまでの過程においては、平成 24 年 7 月から

平成 27 年 9 月にかけて福岡市中央区長が 5 回にわたり差押予告を行って納付を促していること、平成 25 年 5 月に審査請求人が市県民税の分納を誓約したものの納付しなかったこと、平成 28 年 6 月に処分庁が「徴収金の徴取引受通知書兼納税催告書」を送付した後も本件徴収金は納付されていないことが認められる。これらの経緯からすれば、審査請求人が自主的に本件徴収金を完納する可能性は極めて低く、かつ、国税徴収法の規定の例により差押財産の選択は徴税吏員の裁量によるとされているところ、本件処分を行ったことが、処分庁の裁量を超えて不相当であったとは認められない。

本件処分により徴収すべき金額は、法令に沿って適正に算定されているとともに、本件処分に当たって、差押債権は、給料等についての差押禁止の範囲を定めた国税徴収法の規定を踏まえて、一定の金額を控除したものとなっている。

以上のことから、本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

差押額を減額してほしいと解される審査請求人の主張に関しては、差し押さえる債権の範囲について、国税徴収法は、原則全額差し押さえなければならないとしていること、給料等を差し押さえる際には一定の範囲の差押を禁止し最低生活維持等についての配慮がなされていることから、処分庁に、審査請求人の生活状況等を考慮して差押額を減額する裁量があったとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 5 月 2 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 6 月 6 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件徴収金については、法第 48 条第 1 項に基づき、国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができるところ、国税徴収法第 47 条第 1 項は、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過し

た日までに完納しないとき」(同項第1号)は、「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない」と規定する。同時に、国税徴収法は、滞納処分に当たって差押財産の範囲を限定する規定も置いている。

これは、滞納者の事情に一定の配慮をすべきことを明示する反面、国税徴収法第47条第1項第1号の要件が満たされた場合には、行政庁は、差押禁止財産に該当しないものについて滞納処分を行うことが義務付けられているのであって、行政庁が裁量判断を行う余地はないことを表すものである。

そこで本件についてみると、滞納された市県民税の取扱いについては、上述のように法において定められているが、処分庁は、法の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。本件処分に違法又は不当な点は認められず、そのほか、本件処分に影響を与えるような事情もないので、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子